

① 10月^{がつ}から 「マイナンバー」が ^{おく}送られてきます！

- ◆ ^{にほん}日本では もうすぐ 「マイナンバー^{せいど}制度」が スタートします。
- ◆ マイナンバーは ^{ひとり}一人に^{ひとつ}一つの ^{ばんごう}番号で ^{やくしよ}役所などでの ^{てつづ}手続きに ^{ひつよう}必要となる ^{たいせつ}大切なものです。
- ◆ 2015年^{ねん}10月^{がつ}から ^{じたく}みなさんの ^{しちようそん}自宅（^{とうろく}市町村に^{じゅうしよ}登録している住所）に ^{しちようそん}市町村から ^{ふうとう}封筒が ^{おく}送られてきます。
- ◆ ^{ふうとう}封筒には マイナンバーが ^か書かれた ^{つうち}「通知カード」が ^{はい}入っています。

【封筒】



【通知カード】

(おもて)



(うら)

- 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
- この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578
- この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。



② マイナンバーは ^{たいせつ}大切に してください！

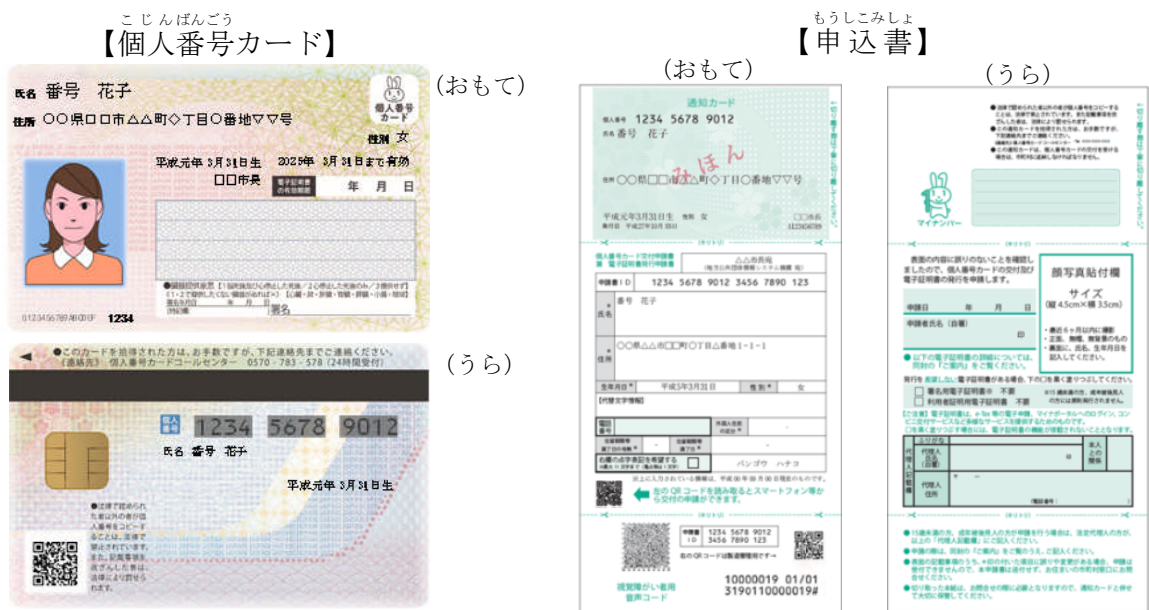
- ◆ 「通知カード」は ^{つうち}捨てたり ^す破ったりせず ^{やぶ}大切に ^{たいせつ}保管してください。
- ◆ マイナンバーを ^{ふせい}不正に ^{りよう}利用されないため、^{ひつよう}必要が ^{なければ}ほかの ^{ひと}人に ^{あなた}あなたの ^{マイナンバー}マイナンバーを ^{おし}教えないで ください。

③ ^{こじんばんごう}「個人番号カード」が ^{もらえます!}

◆ ^{こじんばんごう}「個人番号カード」には、マイナンバーが ^か書いてあり ^{みぶんしょうめいしょ}身分証明書に ^もなります。

◆ ^{しちょうそん}市町村に ^{よっては}、コンビニで ^{じゅうみんひょう}住民票を ^{もらうことも} できる ^{など} ^{とても} 便利です。

◆ ^{こじんばんごう}「個人番号カード」を ^{もらう} ^{ためには} ^{つうち}「通知カード」と ^{いっしょ}一緒に ^{とど}届く ^{もうしこみしょ}申込書に ^{ひつよう}必要なことを ^か書いて ^{おく}送り返して ^{かえ}ください。



④ ^わ分からないことが ^{あったら?}

◆ ^{した}下の ^{ホームページ}を見 ^{みるか}、^{した}下の ^{電話番号}に ^{でんわ}電話して ^{ください}。
^す住んでいる ^{ところ} (市町村) の ^{やくしょ}役所にも ^き聞くことが ^{できます}。

- ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- コールセンター
^{えいご} 0570-20-0291 (英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)
^ご 【2015年9月30日まで】
^ご ^{げつようび} 月曜日～^{きんようび} 金曜日 9:30～17:30 (土日祝日はつながりません)
^ご 【2015年10月1日から2016年3月31日まで】
^ご ^{げつようび} 月曜日～^{きんようび} 金曜日 9:30～20:00 ^{どにちしゅくじつ} 土日祝日 9:30～17:30
^{ねんまつねんし} (年末年始はつながりません) ^{つうわりよう} ※ナビダイヤルは通話料がかかります